

見積参加希望業者 各位
(盛岡市内に本社または営業所を有する「賃貸借—事務機器・OA機器」の有資格者)

盛岡市長 谷 藤 裕 明

随意契約見積通知書

随意契約により下記事項を執行するに当たり、見積人として指名したので関係書類並びに盛岡市随意契約見積参加者心得（以下「心得」という。）を熟知のうえ見積されるよう通知します。

記

1 随意契約見積対象事項

- (1) 件 名 長期継続契約 幼児教育・保育の無償化事務用端末賃貸借（その2）
- (2) 品名・規格・数量等 別紙仕様書のとおり
- (3) 納入場所 子育てあんしん課
- (4) 契約期間 契約締結日の翌日から令和10年2月29日まで
地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約
賃貸借期間 令和5年3月1日から令和10年2月29日まで

2 契約条項を示す場所

盛岡市子ども未来部子育てあんしん課

3 見積書提出の日時及び場所

- (1) 令和5年1月30日（月） 10時00分から16時00分まで
- (2) 盛岡市保健所1階 子育てあんしん課 執務室内
執行即時開封

4 見積書の提出方法

見積書は、3(1)の日時に3(2)の場所に設置する見積箱に投函すること。
郵便による見積は、認めない。

5 契約書作成の要否

要 賃貸借契約書による。

6 その他

- (1) 見積回数
1回とする。（ただし、予定価格に納まらない場合は、協議して決定する場合がある。）
- (2) 見積書
見積書は心得第7第1項によるものとし 契約期間に基づき賃貸借期間に係る月額 で作成すること。決定も 賃貸借期間に係る月額 とする。
なお、決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約価格とするので、見積人は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- (3) 見積の無効
心得第9に該当する見積は無効とする。
- (4) 次年度以降において盛岡市の歳出予算におけるこの契約に係る予算額の減額又は削除があった場合、盛岡市はこの契約を変更又は解除することができるものとする。

- (5) 契約締結日の翌日から令和5年2月28日までは準備期間とし、この期間においては、この契約に基づく業務の履行は無く、支払いも無いものとする。
- (6) 支払いは仕様書に基づく月数ごととし、所定の月数の履行が完了後に所定の方法により請求・支払うものとする。
- (7) この見積に関する問い合わせ先

一般的事項及び仕様書等に関する事項についての質問は、令和5年1月24日(火) 17時までに電子メール又は文書（ファックス可）により子育てあんしん課あて提出すること。回答は、ファックス及び市ホームページにより令和5年1月27日（金）までに回答する。

電子メールアドレス kosodateansin@city.morioka.iwate.jp

盛岡市子ども未来部子育てあんしん課 Tel : 019-626-7553、Fax : 019-652-3424